

◇職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

- 1 ボランティア職免を取得できる職員を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年6月1日から施行することにしました。

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)